

平成28年度

消防団車庫詰所運営補助金

評価表 NO.

62

所管部課名	警防課	担当者	小倉					
事務事業名	非常備消防一般管理費							
根拠法令	消防団車庫詰所運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	24千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	24千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	消防後援会所有の消防団車庫・詰所の適正な維持管理		24,000円	平成28年度				
成果指標②	消防後援会の負担軽減		0円	平成28年度				
補助対象者	旧川内市消防後援会							
補助対象経費	旧川内市消防団車庫・詰所の光熱水費に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、詰所等の高熱水費に要する経費に対する補助に関すること。 ・車庫、詰所等の適正な維持管理に関すること。 							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	年額24,000円							
上記項目の積算方法	当該車庫詰所1箇所あたり 月額2,000円×12ヶ月							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入					0	
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数								
成果指標の推移①		—		—		—		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」特になし。</p> <p>【今年度の改善点】全ての車庫・詰所が、財産の移譲により消防局管理となった事に伴い、補助金事業を完了</p> <p>【費用対効果】消防後援会の負担軽減</p> <p>【補助事業以外の事業】消防分団及び消防団員に対する後援</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業の実施により消防団活動の円滑化に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	旧川内市消防団車庫詰所の適正な維持管理のために必要であった。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	消防団員の資質の向上と消防団員の円滑化と消防後援会の負担軽減に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	C	本来は、消防団車庫詰所は、消防局所管の財産として整備されるものである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助金額は、適切に設定されていると認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	本来は、消防団車庫詰所は、消防局所管の財産として整備し維持管理されるものである。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域の各種行事等にも積極的に参加し活動している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	旧川内市消防後援会の車庫詰所の維持管理と消防団活動の円滑化のために継続的な補助が必要であった。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費を明確にしている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 消防団車庫・詰所等については、消防局所管で整備すべきものではある。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

平成25年度消防団車庫詰所運営補助対象一覧表

	後援会名	会長名	住 所	管轄詰所	管轄数	補助額
1	宮崎消防後援会	[REDACTED]	[REDACTED]	宮崎部	1	24,000
3	向田消防後援会			向田部	1	24,000
4	大小路消防後援会			大小路部	1	24,000
5	中郷消防後援会			中郷部	1	24,000
合 計					4	96,000

平成26年度消防団車庫詰所運営補助対象一覧表

	後援会名	会長名	住 所	管轄詰所	管轄数	補助額
1	向田消防後援会	[REDACTED]	[REDACTED]	向田部	1	24,000
2	大小路消防後援会			大小路部	1	24,000
合 計					2	48,000

平成27年度消防団車庫詰所運営補助対象一覧表

	後援会名	会長名	住 所	管轄詰所	管轄数	補助額
1	向田消防後援会	[REDACTED]	[REDACTED]	向田部	1	6,000
2	大小路消防後援会			大小路部	1	24,000
合 計					2	30,000

※ 財産の移譲により、向田消防後援会管理の車庫詰所の維持管理が、消防局管理となり、7月からの補助金が不要となった。

消防団車庫詰所運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市消防局関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第215号）第2条の表に掲げる消防局関係の補助金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 消防団互助会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 消防団車庫詰所運営補助金の交付を申請した消防後援会長（以下「申請者」という。）が作成した事業計画に基づく、旧川内市消防団で後援会所有の車庫詰所の適正な維持管理をするものであること。
- (2) 前号の事業計画の早期達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 消防団車庫詰所運営補助金の額は、当該車庫詰所1箇所あたり、月額2,000円とし、年額24,000円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 消防団車庫詰所運営補助金は、当該車庫詰所の光熱水費に充当する経費とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第5条に基づく申請書類を市長に提出するものとする。

- 2 消防団車庫詰所運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月30日とする。

(交付の基準)

第6条 消防団車庫詰所運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に消防団車庫詰所運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 消防団車庫詰所運営補助金の実績に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 消防団車庫詰所運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、車庫詰所運営における執行内容に占める自主財源の状況を用いて測定するものとする。

(1)

(補助事業者等の責務)

第9条 消防団車庫詰所運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、地域防災の拠点としての車庫詰所が消防団活動の実施に際し、円滑に推進できるよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 消防団車庫詰所運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。